

平成 18 年 5 月 18 日

各 位

本社所在地	東京都港区赤坂 8 丁目 4 番 14 号
会社名	ク ラ ビ ッ ト 株 式 会 社 (コード番号：4347)
代表者	代表取締役社長 橋本 太郎
問合せ先	取 締 役 財務経理本部長 加納 彰
電話番号	03 - 6439 - 3983

取締役に対するストックオプションに関する報酬等の決定のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、取締役に対するストックオプションに関する報酬等を決定することの承認を求める議案を、平成 18 年 6 月 16 日開催予定の当社第 10 回定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

付議の理由

会社法(平成 17 年法律第 86 号)施行前におきましては、ストックオプションについて、株主の皆様以外の方に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続においては株主総会の特別決議によるご承認をお願いしておりましたが、会社法施行後は、当社取締役に対してストックオプションとして発行される新株予約権は、取締役の報酬等に該当すると位置づけられることとなりました。そこで、当社取締役の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを狙いとして、当社取締役に対する報酬等としてストックオプションを付与することについて、ストックオプションに関する取締役の報酬等のご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の報酬限度額については、平成 12 年 6 月 20 日開催の第 4 回定時株主総会において、年額 200,000 千円とすることについてご承認を頂いておりますが、会社法施行後は、この報酬額に、下記内容の新株予約権の報酬等が含まれることとなります。

なお、現在の取締役は 4 名であります。取締役選任に関する議案が承認可決されますと取締役の人数は 6 名となります。

また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものといたします。

新株予約権の内容

(1) 各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降 1 年間に交付する新株予約権の総数の上限

各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降 1 年間に交付する新株予約権の総数は 4,000 個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の数

当社普通株式 400,000 株を、各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降 1 年間に交付する新株予約権を行使することによる交付を受けることができる株式数の上限とする。

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、あわせて、「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができる。

ただし、これらの調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.03 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」市場における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、その他行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から 10 年間の範囲内で、当社取締役会の定める期間とする。

(5) 新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社ならびに当社子会社および関連会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。

前項にかかわらず、会社が諸般の事情を考慮のうえ、対象者が権利行使資格を喪失する前に新株予約権の行使を書面により承認した場合、対象者は新株予約権を行使することができる。

その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において別途定めるところによる。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(7) 当社による新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使する前に、上記(5) または に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別に定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

その他当社が新株予約権を取得する事由については当社取締役会において定めるところによる。

(8) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は、新株予約権者から請求のあったときに限りこれを発行する。

(9) その他、本件新株予約権の内容、募集事項及び細目については当社取締役会において定めるところによる。

以上